

今月は、介護保険制度の主な改正点について紹介します。

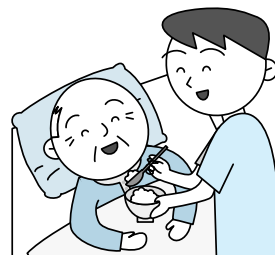
## ◆介護保険料 Q & A –食費や居住費の負担について–

Q

新聞などで、「平成 17 年 10 月から施設の利用者負担が増える」という記事を見たのですが、具体的にはどのような負担が増えるのですか？

A

今回の介護保険制度の改正により、食費と居住費が介護給付の対象外になります。そのため、施設サービスを受けている人（施設入所者）やショートステイのサービスを受けている人については食費と居住費が自己負担になります。他にも、通所介護（デイサービス）や通所リハビリテーション（デイケア）についても、基本的に食費が自己負担になります。これは、在宅サービスの利用者に比べて施設サービスの利用者の方が、食費や居住費の面で優遇されていたため、公平性を保つため改正されるものです。



Q

所得が少ない人は、利用料を負担できなくなって施設サービスを受けることが難しくなるのではないのでしょうか？また、現在施設に入所している人は急な負担の増加で困るのではないのでしょうか？

A

負担が重くならないように、低所得者の人には新たな減額制度の導入や高額介護サービス費の負担上限額の引き下げが行われます。この減額等の対象となる人は、世帯すべての人が市町村民税非課税であることが要件となります。また、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の場合は、最終的な利用料が現在よりも少なくなるケースもあるようです。

### 具体的な内容

介護保険施設に入所している人については、食費の負担が増え、そのほかの利用者負担として居住費が加わります。また、ショートステイについても同様に、食費の負担が増えるほか、居住費が利用者負担に加わります。低所得者に関しては、負担が重くならないように、新たな減額制度が設けられています。

### 手続きについて

下記の要件を満たす人は利用料の減額の対象となります。主な施設には申請書と必要な書類等についての案内を送付しておりますので、必ず役場福祉課介護保険係で減額認定の申請をしてください。なお、この新しい減額制度の適用は平成 17 年 10 月サービス利用分以降になります。

・世帯すべての人が市町村民税非課税で介護保険施設（ショートステイを含む）を利用している人

※何か不明な点がありましたら、役場福祉課介護保険係までお問い合わせください。